

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を
 改正する省令（案）新旧対照表

○薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年
 厚生労働省令第十四号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（指定薬物） 第一条（略） 一～十九（略） 二十 N―（一―アミノ―三―メチル―一―オキソブタン ―二―イル）―一―（五―フルオロペンチル）―一H― インドール―三―カルボキサミド及びその塩類 二十一～三十三（略） 三十四 キノリン―八―イル―一―（五―フルオロペンチ ル）―一H―インダゾール―三―カルボキシラート及び その塩類 三十五～三十八（略） 三十九 一―（四―クロロフェニル）プロパン―二―アミ ン及びその塩類 四十～四十八（略） 四十九 四―（三・四―ジクロロフェニル）―七―メトキ シ―二―メチル―一・二・三・四―テトラヒドロイソキ ノリン及びその塩類 五十（略） 五十一 一―（一・二―ジフェニルエチル）ピペリジン及</p>	<p>（指定薬物） 第一条（略） 一～十九（略） （新設） 二十～三十二（略） （新設） 三十三～三十六（略） （新設） 三十七～四十五（略） （新設） 四十六（略） （新設）</p>

びその塩類

五十二〜五十六 (略)

五十七 一―(三・四―ジメトキシフェニル)―二―(エチルアミノ)―ペンタン―一―オン及びその塩類

五十八〜六十五 (略)

六十六 ナフタレン―一―イル||―一―(四―フルオロベンジル)―一―H―インドール―三―カルボキシラート及びその塩類

六十七 ナフタレン―一―イル||―一―(五―フルオロペンチル)―一―H―インダゾール―三―カルボキシラート及びその塩類

六十八 (略)

六十九 ナフタレン―一―イル(―一―ペンチル―一―H―インダゾール―三―イル)メタノン及びその塩類

七十〜七十三 (略)

七十四 N―(ナフタレン―一―イル)―一―ペンチル―N―(―一―ペンチル―一―H―インドール―三―カルボニル)―一―H―インドール―三―カルボキサミド及びその塩類

七十五〜八十 (略)

八十一 一―フェニル―二―(ピロリジン―一―イル)へキサ―一―オン及びその塩類

八十二〜八十九 (略)

九十 「一―(四―フルオロベンジル)―一―H―インドール―三―イル」(二・二・三・三―テトラメチルシクロプロピル)メタノン及びその塩類

九十一 「一―(五―フルオロペンチル)―一―H―インダゾール―三―イル」(ナフタレン―一―イル)メタノン

四十七〜五十一 (略)

(新設)

五十二〜五十九 (略)

(新設)

(新設)

六十 (略)

(新設)

六十一〜六十四 (略)

(新設)

六十五〜七十 (略)

(新設)

七十一〜七十八 (略)

(新設)

(新設)

及びその塩類

九十二〜九十四 (略)

九十五 「一―(五―フルオロペンチル)―一H―ベンゾ
「d」イミダゾール―二―イル」(ナフタレン―一―イ
ル)メタノン及びその塩類

九十六〜九十九 (略)

百 一―(ベンゾフラン―二―イル)―N―メチルプロパ
ン―二―アミン及びその塩類

百 一―(ベンゾフラン―五―イル)―N―メチルプロ
パン―二―アミン及びその塩類

百二 「一―(一―メチルアゼパン―三―イル)―一H―
インドール―三―イル」(ナフタレン―一―イル)メタ
ノン及びその塩類

百三〜百十一 (略)

百十二 メチル||二―「一―(五―フルオロペンチル)―
一H―インドール―三―カルボキサミド」―三―メチル
ブタノアート及びその塩類

百十三〜百二十 (略)

百二十一 一―「一―(三―メトキシフェニル)シクロヘ
キシル」ピペリジン及びその塩類

百二十二 (略)

百二十三 一―(四―メトキシフェニル)―二―(ピロリ
ジン―一―イル)ヘプタン―一―オン及びその塩類

百二十四〜百三十四 (略)

百三十五 (二―ヨードフェニル)「一―(一―メチルア
ゼパン―三―イル)―一H―インドール―三―イル」メ
タノン及びその塩類

百三十六〜百四十 (略)

七十九〜八十一 (略)

(新設)

八十二〜八十五 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

八十六〜九十四 (略)

(新設)

九十五〜百二 (略)

(新設)

百三 (略)

(新設)

百四〜百十四 (略)

(新設)

百十五〜百十九 (略)

(医療等の用途)

第二条 (略)

一～四 (略)

五 (略)

(略)	(略)
インダン―ニ―アミン、その塩類及びこれらを含む物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
一―(四―クロロフェニル)プロパン―ニ―アミン、その塩類及びこれらを含む物	一 元素又は化合物に化学反応を起こせる用途 二 学術研究又は試験検査の用途(ただし、第一号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。)
一―(二・三―ジクロロフェニル)ピペラジン、その塩類及びこれらを含む物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
一―(一・二―ジフェニルエチル)ピペラジン、その塩類及びこれらを含む物	学術研究又は試験検査の用途(ただし、第一号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。)

(医療等の用途)

第二条 (略)

一～四 (略)

五 (略)

(略)	(略)
インダン―ニ―アミン、その塩類及びこれらを含む物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
一―(二・三―ジクロロフェニル)ピペラジン、その塩類及びこれらを含む物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
(新設)	(新設)

六
(略)

(略)	ジフェニル（ピロリジン —ニール）メタノール 、その塩類及びこれらを 含有する物
(略)	元素又は化合物に化学 反応を起こさせる用途

六
(略)

(略)	ジフェニル（ピロリジン —ニール）メタノール 、その塩類及びこれらを 含有する物
(略)	元素又は化合物に化学 反応を起こさせる用途